**指定地域密着型サービス事業報告概要（Ｈ３０年度）**

資料４－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業報告趣旨・目的 | **地域密着型サービスの質の確保**、**運営評価**、指定基準等の設定**その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項について検討**することです（平成３０年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標Ⅱ（１）②）。  　なお、介護保険法に根拠規定はありません。 | |
| 事業報告書  注記 | （１）**本市に所在する事業所について、平成３０年度に本市が保険給付したサービス提供実績が集計されています。**  （２）平均要介護（要支援）度＝要介護（要支援）度の合計数÷実人数  （３）稼働率＝利用者数÷定員（平成３１年３月時点） | |
| 地域密着型サービスとは | 今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成１８年４月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系です。市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく対応することが可能です。したがって、**事業所が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。** | |
| サービス種別 | サービス内容（参考） | **事業報告概要** |
| 定期巡回・随時対応型  訪問介護看護（H24～） | 訪問介護と訪問看護が連携をとって、１日に複数回の「短時間の定期訪問」と通報などによる「随時の対応」を２４時間対応でサービスを行うもの。 | （１）利用者の平均要介護度は**要介護３～４**であり、この１年で登録者数は**微増**しています。  （２）Ｈ３０年度における同一建物居住者以外の者の利用実績は２名、２６０回です。  （３）Ｈ３１．４．１に「アンジュカ初石定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」が開設しました。  （４）Ｒ２．４．１にはさらに１事業所開設する予定です。 |
| 地域密着型通所介護  （H28～） | 定員が１８人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行うもの。 | （１）利用者の平均要介護度は**要介護１～３**であり、この１年の稼働率は**６０％前後**の事業所が多く見受けられます。  （２）Ｈ３０年度改正に伴い、当該サービス供給量の新たな創出は抑制しています（都道府県知事の指定する通所介護は除く。） |
| 認知症対応型通所介護  （介護予防あり） | 認知症の方を対象にした通所介護。日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行うもの。 | （１）Ｈ３０．４より「みのりの里デイサービス」が地域密着型通所介護から移行し、Ｈ３１．３に廃止されました。  （２）利用者の平均要介護度は**要介護２～４**であり、この１年の稼働率は**事業所により大きく異なります。**  （３）全体的に実績件数が少ない傾向にあります。事業所が把握している課題は次のとおりです。  　　①**（地域密着型）通所介護でも対応できないような認知症の方が利用している。また、状態が悪化すると施設に入所してしまい、利用者が定着しない。**  　　②**（地域密着型）通所介護と比べ、サービス単価が高い。** |
| 小規模多機能型居宅介護  （介護予防あり） | 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短時間の宿泊サービスを組み合わせた多機能なサービスを行うもの。 | （１）利用者の平均要介護度は**要介護２～４**であり、この１年の平均利用日数は**大きく変化していません。**  （２）要支援者の利用ニーズはかなり低い状態です。  （３）Ｈ３０．４．１～Ｒ３．３．３１までの間、本市全域において公募制を適用し、公募を経ていない新規指定申請を抑制しています。 |
| 看護小規模多機能型  居宅介護  （複合型サービス）（H24～） | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを行うもの。 | （１）利用者の平均要介護度は**要介護３～４**であり、この１年の平均利用日数は**大きく変化していません。**  （２）Ｈ３０．４．１～Ｈ３３．３．３１までの間、本市全域において公募制を適用し、公募を経ていない新規指定申請を抑制しています。 |
| 認知症対応型  共同生活介護  （介護予防あり） | 認知症の方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行うもの。 | （１）この１年の稼働率は、**概ね約９０％以上を保ち続けており、良好な経営状態である**ことがわかります。利用者の平均要介護度は、**要介護２～４**です。  （２）Ｈ３０年度は広域型特養の開設がありましたが、稼働率は安定しています。 |
| 地域密着型  介護老人福祉施設  入所者生活介護 | 定員が２９人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの。 | （１）**全事業所稼働率１００％**であり、良好な経営状況となっています。利用者の平均要介護度は**要介護４～５**です。  （２）特養については、都道府県知事の指定する広域型にて供給量を整備することとしています。  （３）Ｈ３０．４．１に広域型特養１００床を整備しました（特別養護老人ホーム花のいろ）。更に今後２００床整備する予定です。 |